

Agenda item: 海洋の保全と持続可能な利用のためのグローバル行動計画

Sponsor: Australia, Brazil, Canada, Colombia Denmark, Ecuador, Fiji, France, Iran, Mexico, New Zealand, Norway, Panama, Saint Kitts & Nevis, Spain, United Kingdom, U.S.A

### 私たちの海、未来、責任そして実行

この海洋問題は国際協力が必要不可欠な課題であることを認識し、

プラスチック製品が多く流通していることで海洋プラスチックが増加している現状を憂慮し、

プラスチック製品を利用する多くの人が海洋温暖化、海洋酸性化の重要性を認識していない現状を不安に思い、

国連によるボランティア活動を行うことで海洋問題に人々の意識が向けられることを認識し、

海洋開発により事故が発生し、海洋環境が汚染されている現状を残念に思い、

過度な海底採掘は自然に悪影響をもたらされる事実があることを不安に思い、

IUU 漁業がおこなわれ生態系が破壊されている現状に言及し、

IUU 漁業がおこなわれていないかを監視することで IUU 漁業の発生率を低減できると確信し、

海洋保護区の設置で生態系を維持できている国が存在していることを認識し、技術的支援は労働のための人員の派遣を含まないことに留意し、

海面上昇によって文化的遺産や経済的基盤を失われつつある現状を遺憾に思い、

海洋プラスチックの流出および排出を削減すべきことを認識し、

過度な漁業が行われていて、それによって海洋温暖化が進んでいることを遺憾に思いながら言及し、

現在海洋保全の取り組みについての教育が広まっていないことを残念に思い、

海洋酸性化と海洋温暖化によって海洋生物多様性が脅かされていることを残念に思い、

過度な、または環境に悪影響を与える海底採掘や海洋開発を止めることを是認し、

全ての国と人が海洋科学技術を使えるように、協力体制を構築することに賛成し、

持続可能な漁業管理を実行することを想起し、

1. 各国に対し前回までの会合の決定事項及び行動計画の推進を要請する；

2. 国連に対して、以下のような政策を各国に実施させプラスチック製品を段階的にできる限り削減していくことを強く促す；
3. プラスチックのリサイクルの定義の「プラスチックを新たな形に再利用するマテリアルサイクル」を推進することを要請する；
4. 各国に対して海洋プラスチックが増加しないために以下のような政策の実施を促す；
  - a) プラスチック製品を段階的に廃止し、各国で産出するプラスチックの量を制限する
  - b) プラスチックの代替品の研究開発の実施を推進する
  - c) プラスチック製品の産出および回収についての技術を共有するための定例会を設ける
5. プラスチックの産出の世界共通の目標数値を新たに設定することを要求する；
6. 各国に対して、海洋温暖化、海洋酸性化に関して以下の方法を用いて啓発活動を行うことを要求する：
  - a) 教育プログラム、
  - b) 動画、ポスター、
7. 各国に対し、初等教育の過程において海洋保全の取り組みについて扱うことを要請する；
8. 各国に対し、経済との両立を重要視したうえで生物学的に持続不可能なレベルにある生物の割合が高いエリアに海洋保護区を設置することを要請する；
9. 国連に対して、海洋問題を解決するために以下の活動を実施するボランティアを受け入れる体制を作ることを要請する：
  - a) 海洋環境の調査、
  - b) 生態系の保護、
  - c) 啓発活動；
10. 各国に対して、ボランティアに参加した人が自国で以下のような方法でその経験を共有することを奨励する：
  - a) ポスター制作
  - b) 留学プログラム
11. 海洋開発を行う国に対して、燃料の漏洩などの海洋開発中の事故を防ぐため安全性の高い先進国の技術を発展途上国に提供するよう行動を促す；
12. 各国に対して生態系の破壊をしないよう海底採掘を規制するよう依頼する；
13. 地域漁業管理機関に対して IUU 漁業がおこなわれやすい海域の周辺国で協力し、IUU 漁業がおこなわれていないかの監視を強化するよう促す；
14. 各国に対して、自国の経済に影響を与えすぎない範囲で海洋保護区の設置を促す；
15. 海面上昇のリスクが高い地域に対し、以下のような海面上昇に対する適応策を提供することを促す：
  - a) サンゴ礁やマングローブの保護、
  - b) リスクの高いエリアに公営住宅を建てない；
16. 支援のできる国に対し、プラスチックのリサイクル施設及び下水処理施設建設のための資金、技術の提供を促す；
17. 支援可能な国に対して海底採掘への技術提供は支援が必要な国の領海内にとどめることを促す；
18. 各国に対して国連機関に以下のような報告書の提出を要求する：
  - a) ボランティア活動の報告、
  - b) IUU 漁業の虚偽報告に対する報告、

c) 各国が行っている政策過程、実行状況、効果の報告；

19. 支援可能な国に対し、支援が必要な国に、海洋科学技術を提供することを促す.